

社会福祉法人アンドーラ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アンドーラ（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表3のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表3の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第1の定めによるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 報酬等は、通貨を持って本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来るものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額、及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成31年7月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和3年7月1日より一部改正し施行する。

この規程は、令和7年7月1日より一部改正し施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 10 万円

別表 2（職員給与との併給）

- ①当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬
理事長	月額 10 万円

- ②当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 70 万円

別表 3（費用弁償）

- （１）理事会及び評議員会等に参加したその都度、一人当たりの費用弁償

鳴門市、徳島市、北島町、藍住町、松茂町、石井町	1,000 円
その他	2,000 円

- （２）監事が、監査を実施したその都度、一人当たりの費用弁償

鳴門市、徳島市、北島町、藍住町、松茂町、石井町	1,000 円
その他	2,000 円